

1. 検査・監督の見直しについて

- 新しい検査・監督のあり方について、昨年8月より「金融モニタリング有識者会議」を5回開催し、ご議論をいただいたところ。
- 本年度中に同会議の報告書をおまとめいただき、これを踏まえ、春頃に金融庁としての考え方をとりまとめる予定。
- その後、オン・オフが一体となった検査・監督を本格的に実施するため、金融検査マニュアル・監督指針の見直し、金融庁の組織の見直しや、専門人材の育成等に取り組んでいく。
- 新しい検査・監督について、金融機関と金融庁が共通の理解に立つことが重要であり、十分な対話を行っていきたい。

2. 金融仲介の改善に向けた検討会議について

- 2月8日（水）に「金融仲介の改善に向けた検討会議」が開催され、金融行政方針に掲げた「金融仲介機能の質の向上」に向けた当庁の取組みのうち、「金融機関の取組みについての実態把握」について、有識者による議論が行われた。
- 「金融機関の取組みについての実態把握」については、「事業性評価に基づく融資ができているか」、「貸付条件変更先等の抜本的事業再生等を必要とする先に対して、事業再生支援やコンサルティング機能を発揮しているか」といった点に着眼し、企業に対してはアンケート調査を実施、金融機関に対しては資料の提出を依頼する予定。
- 企業アンケート調査の結果については、本年春までに金融機関ごとに集計した上で、金融機関との対話に活用していきたい。

3. 地域銀行の証券運用・新興国向け与信等管理体制のモニタリングについて

(有価証券運用体制)

- 有価証券運用（フロント）体制について、担当部署の人員、市場担当役員・部長の市場経験や役員の担当業務の兼務状況、などフロント部署の体制を確認。
- 金融機関において、市場・リスク管理部門の態勢が、担当者の市場経験等を含め、有価証券運用のリスクテイクの度合い等に見合ったものとなっていないとの認識がある場合は、適切な人事配置、計画性を持った専門人材の育成などに取り組むことが必要。

(新興国向け与信)

- 「新興国（含む中国）に拠点を有する自行メインの大口先に係る新興国関連売上等の把握状況」について調査。
- 新興国の拠点を有している大口メイン先であるにも関わらず、当該メイン先の、新興国拠点の有無や新興国関連の売上やメイン先（親会社）の現地法人等への債権（保証・売掛金等）を把握していないケースが散見。
- 地元の大口メイン先が新興国に拠点を有する場合において、新興国向けの売上げが大きい、あるいは現地法人等へ多額の債権を有する場合には、当該大口メイン先は新興国の経済動向の影響を大きく受けることとなる。このように、取引先の経営実態把握や事業性評価を行うにあたり、取引先が海外に有する拠点の実態や当該取引先の経営に大きな影響を及ぼし得る国の経済状況等を適切に把握することが必要。

(以上)